



令和2年度（2020年度）

# 安全活動報告

## 目次

1. 2020（R02）年度 坂口建設(株) 安全活動報告
2. 2020（R02）年度 坂口建設(株) 安全成績
3. 2020（R02）年度 店社安全パトロール 指摘の傾向  
// // の指摘項目別割合と主な内容
4. 2020（R02）年度 坂口建設(株)安全衛生管理計画 実施報告
5. 2021（R03）年度 坂口建設(株)安全衛生管理計画

### —資 料—

1. 2020（R02）年労働災害発生状況（2020年1月～12月 確定値）
2. 建設業での労働災害発生傾向
  - ①2020（R02）年災害型別
  - ②起因物別
  - ③年代別
  - ④エイジフレンドリーな労働環境整備について
3. 宮崎県内 2020（R02）年建設業関係労災発生状況（確定値）
4. 2021（R03）年1月から5月までの県内建設業労災発生状況（速報値）

# 1. 2020 (R02) 年度 坂口建設(株) 安全活動報告

実施頻度	実施時期	安全活動種類	安全活動内容	2020年結果
毎週	月曜日	週礼	・社長訓話(週間労働安全衛生) ・各業務連絡事項等	毎週実施
毎月	1日	安全朝礼	・社長訓話(月間労働安全衛生) ・各業務連絡事項等	毎月実施
		安全委員会	・前月各現場施工状況の説明、今月施工予定・問題点等の発表 ・前月店社パトロール指摘改善結果発表 ・現場連絡・確認事項等	毎月実施
	第2週	現場安全教育 基本資料の作成・配布	・安全関係法令の改正、災害事例などの情報を周知 (現場安全教育資料の質の均一化、現場担当者の資料準備の負担軽減を目的に実施)	毎月実施
	第3週	店社安全パトロールの実施	・現場安全活動状況の確認、指摘(毎月実施)	毎月実施
	随時		(現場)パトロール指摘事項の改善実施	指摘の都度
5日以内	(現場) // 改善報告書の提出		翌月安全委員会発表	
年1回	7月 『全国安全週間』 前後	坂口建設(株)安全大会	・当社及び協力会社社員に向けて、当社安全目標達成への決意を表明。体制強化の協力要請。(系列(株)三共と共同開催)	コロナ感染症予防のため、中止
年間 全国運動	6月	全国安全週間 準備期間	・安全大会開催準備・全国運動ポスター・のぼりの配布 現場での掲示・現場安全活動計画策定、提出、実施	実施
	7月	全国安全週間	・「安全週間」を迎えて、社長メッセージの発表 (現場)全国運動期間中 現場活動の実施 (現場)活動報告書の提出	実施
	9月	全国労働衛生週間 準備期間	・社長メッセージの発表 ・社長現場パトロールの実施 ・全国運動ポスター・のぼりの配布 現場での掲示	実施
	10月	全国労働衛生週間	(現場)全国運動期間中 現場活動の実施 (現場)活動報告書の提出	実施
	12月	年末年始労働災害防止強調期間	・全国運動ポスター・のぼりの配布 現場での掲示	実施
	3月	建設業年度末災害防止月間	・全国運動ポスター・のぼりの配布 現場での掲示	実施

# 2. 2020 (R2) 年度 坂口建設(株) 安全成績

事故・災害種類	発生件数	事故・災害の状況	
・死傷災害発生	0件		
内、死亡災害	0件		
内、休業災害	0件		
・不休災害発生	1件	R02.10.08 11:00頃	草刈り作業中、スズメバチに刺されて治療を受ける(労災) ・3か所(左前腕・左肩・左膝)～蜂刺症、接触性皮膚炎との診断
・その他の事故・ 災害発生	4件	R02.06.23 13:00頃	仮囲い足場の倒壊(物損～足場材の損傷のみ)事故 鉄骨建物解体現場で、飛散防止用シートを張った仮囲い用足場も順次解体しながら作業。作業終盤、残存させている足場の壁つなぎを取っていた部分の建物柱を内側に引き倒すため、作業員が壁つなぎを外して退避した直後、突風が吹いて来て、足場が隣の空き地に倒壊した。 原因：1.仮囲い用足場に壁つなぎに代わる倒壊防止措置(控え等の補強)を取らなかった。 2.風速・風向きを良く考慮せずに作業を進めた。 3.作業手順に改善の余地(一面を一挙に倒すのではなく、壁つなぎを残して上下分割解体など)
		R02.10.31 16:15頃	車両逸走衝突事故 道路舗装現場で規制線内のスペースに工事車両(2tダンプ)を駐車して車を離れた後、車両が後方に逸走。後方に止めてあった車両(同現場の交通誘導員所有車)に衝突して破損させた。 原因：1.車両の停止・駐車手順(確実にサイドブレーキを引く)を守らなかった。 2.道路形状(傾斜の有無等)を確認せず、逸走防止措置(輪止めの取り付け)を怠った。
		R03.01.30 16:15頃	物損(車両破損)事故 3m程度の桟木を現場通車車両(軽ワゴン車)に積み込む時、後方ドアを閉めたところ、桟木が前に押し出されて、フロントガラスに突き当たって破損させた。 原因：1.積載できるかどうか微妙な長尺物にもかかわらず、思い切りドアを閉めた。慎重さの不足。 2.確認することを怠り、大丈夫だろうという思い込みだけで行動した。
		R03.02.02 14:50頃	重機同士の接触(物損)事故 舗装現場でタイヤローラーでの散水・転圧作業中、バックしたところ、後方で作業中のグレーダの後部に衝突して、タイヤローラーのラジエーターを破損させた。 原因：1.後方を十分に確認せずにバックさせた。 2.転圧作業に意識が集中しすぎて、周りへの注意が疎かになった。(場面行動)

協会会社の皆さま方には、日頃より弊社現場の安全活動に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。2020年は5件の事故・災害の報告がありました。この中には、一歩間違えれば重大な事故につながった可能性のあるものも含まれていましたので、起きた事故を教訓にして再発防止を図って参ります。

### 3. 2020 (R02) 年度 店社安全パトロール指摘の傾向

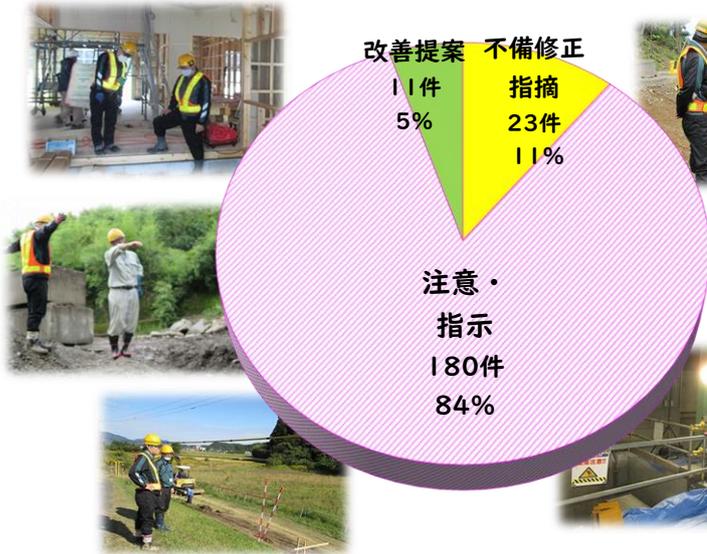
#### 店社安全パトロールの指摘区分

- 【是 正】 重大な不備・不安全状態等を速やかに修正し、再発防止まで求める指摘
- 【修 正】 不備・不安全状態等を適正な状態に修正することを求める指摘
- 【注意・指示】 将来的に不備・不安全状態になることを防ぐために行う指摘
- 【提 案】 適正・安全な状態をより確実に、または強化するために行う指摘

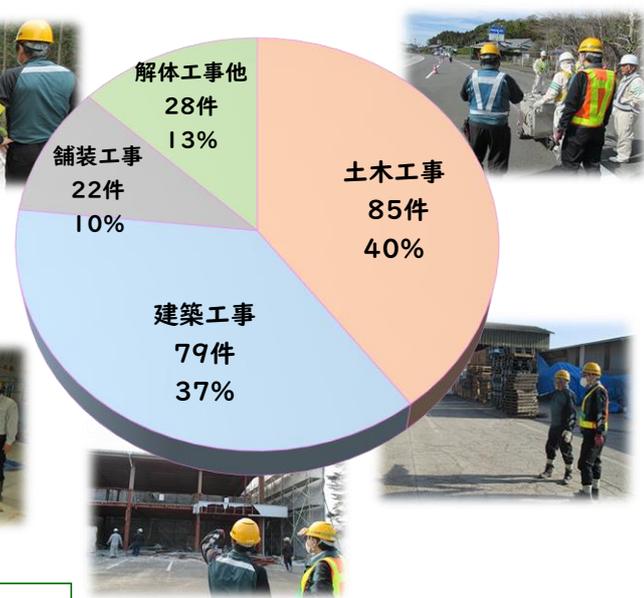


・ R02.06～R03.05までの指摘総数は、214件。  
 ・ 是正処置を求めるような重大な指摘はありませんでした。

指摘区分別件数・割合



工事種類別指摘件数・割合



#### 2020 (R02) 年度 店社安全パトロール 主な指摘内容

指摘区分	指摘数	主な指摘内容
公衆災害・苦情・トラブル防止	42	1.作業区画内立入禁止措置の徹底 ・居ながら作業では、作業区画・安全通路を明確に区分する。 ・作業終了後、作業区画内への第三者立入禁止措置の確実な実施。 など
		2.歩行者安全通路の確保 ・歩道の無い道路の片側規制工事では、歩行者・自転車優先の安全誘導実施。など
		3.道路規制工事での注意点 ・中央線付近の施工の際は、通行路線側への重機・人のハミ出しに注意。 ・道路解放前に、路上の点検・確認を徹底する。など
		4.工事車両の公道での事故・苦情・トラブル防止 ・公道での交通法規の遵守、地元・一般車両を優先した思いやり運転を実施。 ・タイヤに付着した泥をきれいに落とす、道路を汚さないようにする。など
墜落・転落・転倒等災害防止	31	1.開口部の養生・脚立の適正使用の徹底 ・足場の端部、手摺下などの開口部には、中棧を取り付ける。 ・脚立の適正使用（足元片付け、不安全使用の禁止等）の徹底。 など
		2.作業安全通路の確保 ・階段・作業通路そばの電動工具・コード類は整理し、通路を空ける。など
安全点検・安全教育の徹底	25	1.始業前点検 ・始業前点検で地山、掘削箇所、法肩など異状が無いことを確認してから作業を開始する。 ・足場、重機等は、使用前点検で不安全箇所・状態が無いことを確認してから使用する。など
		2.不安全行動の禁止 ・電動工具類の安全カバーを取り外し使用や近道行動（ショートカット）など不安全行動を厳禁とする。など
		3.緊急時想定訓練の実施 ・緊急時を想定した連絡・避難の手順、避難経路等を策定し、訓練を実施する。など
熱中症予防ほか安全衛生関係	21	1.熱中症予防 ・暑さ指数（WBGT値）を確認し、現場の熱中症発症リスクに応じた予防対策を行う。 ・こまめな水分補給・小休止の積極的取得、作業者の体調変化についての監視・確認を徹底する。など
		2.体調確認の徹底 ・熱中症・コロナ感染予防のため、毎朝、作業者の体調（発熱・症状の有無等）の確認を徹底する。など
		3.化学物質リスクアセスメントの実施 ・化学物質含有材料のリスク（有害性・環境への影響等）を理解・把握した上での使用を徹底する。など
安全表示・安全書類の整備	20	1.安全掲示物の整備 ・安全看板、標識等は、その掲示目的（機能）を果たしているか確認し、常に見えやすい状態を維持する。 ・足場最大積載荷重表示、各種作業主任者表示等は適切に掲示する。 など
		2.施工体制台帳等安全書類の整備 ・外国人労働者の在留資格（1号特定技能資格が追加された）確認を徹底する（新規入場教育時等）。 ・施工体制台帳等の安全書類は、空欄・未記載等の不備が無いことを確認してから受領する。など
重機災害防止	19	1.重機等近接作業時の注意 ・重機同士、重機と人の接触事故防止のため、合図の統一・確認の徹底を図る。 ・重機・クレーンの作業半径内・吊荷下への立入禁止措置を徹底する。 など
		2.作業区画を明確に区分 ・重機作業と近接して別途作業を行う場合、作業区画をコーン等で明確に分けて行う。 など
飛来・落下事故防止	13	1.上下作業の禁止 ・傾斜地や複数階で同時作業を行う場合、重機同士、重機と人等が上下重なる状態での作業を禁止する。
		2.作業通路真上の作業をする時は、通路を一時閉鎖して行う。道具、材料等を置き放しにしない。など
		3.吊具の点検 ・玉掛けワイヤー、チェーン等の吊具の点検を確実に実施し、点検色の無い吊具の使用は禁止にする。など
その他	43	1.住民とのコミュニケーション維持 ・近隣住民への工事情報の事前周知、丁寧な挨拶を徹底し、工事への理解・協力を取り付ける。など
		2.架空線接触・切断事故防止 ・架空線等の近くでダンプアップする時は監視人を立てる。クレーン作業では介錯ロープを使用する。 ・活線近接作業では、切断・損傷・感電事故防止のため防護カバーを取り付ける。など
		3.その他（整理整頓 ほか） ・不要資材等は速やかに撤去して、資材の損傷・盗難、置き転倒防止、作業スペースの確保を図る。など

# 4. 令和2年度 (R02.06.01～R03.05.31) 坂口建設(株) 店社安全衛生管理計画 実施報告書

1. 安全法令、現場の基本ルール等の遵守徹底を図り、ヒューマンエラーによる三大災害(墜落、重機、倒壊)及び第三者災害の発生“ゼロ”を目指します。

2. リスク評価や安全対策など安全に関する知識や技術の向上を図るとともに、協力会社とのコミュニケーションを更に強化しながら、協働して安全で快適な職場環境の構築に努めます。

3. 交通法規、運転マナーを守り、「ゆとり運転」「予測運転」を実施する地域的模範となる運転を心掛けて、交通違反、事故“ゼロ”を目指します。

4. 全ての業務において「先ず」確認を実施します。

役職名	氏名
代表取締役	松岡 重孝
総務部長	中山 健二
土木工事担当責任者	加木 信作
建築工事担当責任者	野添 勝徳
衛生管理者	不該当
総括安全衛生管理者	—

⇒ 100人以上の場合 ⇒ 総括安全衛生管理者を選任  
 ⇒ 50人以上の場合 ⇒ 安全管理者、衛生責任者、産業医を選任  
 ⇒ 10人以上50人未満の場合 ⇒ 安全管理者を選任

R02.05.31現在 35名

危険又は有害要因の特定	重点実施事項	具体的実施事項	目標	具体的実施事項担当者	実施上の留意点	R2年度安全活動 実施報告
1. 本社・現場の安全衛生管理体制の確立・強化 2. コロナ感染集団発生防止 (予防用品の配布) 3. 安全衛生教育の計画的な実施	【店社】 1. 労働安全衛生法に定める社会安全衛生法、各業務の連動、調整など情報伝達会議として、安全管理者(毎月1回)以上各安全委員(毎月1回)以上各安全委員(毎月1回)を実施 2. 現場には改めて全社員へ、重要に周知する 3. 毎月1回社長ハローロールの実施 4. 働き方改革の推進 5. 日付調整等の実施、並列に受診できるよう 6. コロナ感染予防用品(除菌スプレー)他、コロナ関連情報の社員への周知徹底 【本社】 1. 安全に関する法令改正、監督機関及び現場からの指示、通報などの情報全てを把握し、周知を図るために、「安全教育資料」を毎月発行する 2. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生関係書籍、情報誌に基づき外部講習・資格取得等を実施する 【現場】 1. 現場安全情報の確実な伝達と安全意識を醸成するための実施 2. 現場安全強化教育・研修の徹底 3. 新規入場者教育の確実な実施	【店社】 1. 社内全体会議(安全週礼、朝礼、委員会)の開催(100%実施) 2. 社長ハローロール(100%実施) 3. 安全委員(100%実施) 4. 安全衛生教育(100%実施) 5. 安全活動記録(100%実施) 6. 安全活動記録の向上を図る 【現場】 1. 作業日毎の安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 【本社】 1. 作業日毎の安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 総務部 2. 安全管理者 3. 衛生責任者 4. 安全管理者 5. 安全管理者 6. 安全管理者 7. 安全管理者 8. 安全管理者 9. 安全管理者 10. 安全管理者 11. 安全管理者 12. 安全管理者 13. 安全管理者 14. 安全管理者 15. 安全管理者 16. 安全管理者 17. 安全管理者 18. 安全管理者 19. 安全管理者 20. 安全管理者 21. 安全管理者 22. 安全管理者 23. 安全管理者 24. 安全管理者 25. 安全管理者 26. 安全管理者 27. 安全管理者 28. 安全管理者 29. 安全管理者 30. 安全管理者 31. 安全管理者 32. 安全管理者 33. 安全管理者 34. 安全管理者 35. 安全管理者	1. 原則 全員参加(現場担当者は参加に向けて現患調整する。) 2. 議事録を作成し、社内メールで全社員へ周知する。 3. 今年度も毎月の社長ハローロールを社長が率先して実施する。 4. 現場では改めて全社員へ、重要に周知する。 5. 毎月1回社長ハローロールの実施 6. 働き方改革の推進 7. 日付調整等の実施、並列に受診できるよう 8. コロナ感染予防用品(除菌スプレー)他、コロナ関連情報の社員への周知徹底 【現場】 1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 原則 全員参加(現場担当者は参加に向けて現患調整する。) 2. 議事録を作成し、社内メールで全社員へ周知する。 3. 今年度も毎月の社長ハローロールを社長が率先して実施する。 4. 現場では改めて全社員へ、重要に周知する。 5. 毎月1回社長ハローロールの実施 6. 働き方改革の推進 7. 日付調整等の実施、並列に受診できるよう 8. コロナ感染予防用品(除菌スプレー)他、コロナ関連情報の社員への周知徹底 【現場】 1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 社内安全関係会議の出席率は、安全週礼(58%)・安全朝礼(75%)・安全委員会(74%)という結果。 2. 社長による社長ハローロールは毎月100%実施された。 3. 振替強化・年休取得計画を提出させて、8日以上の年休取得を促した。また、毎週水曜日を「残業デー」として(総務部)4. 全社員の健康チェック(日祝祭日)を全員に通知され、計画通りに実施された。(令和2年7～9月期を中心に実施) 5. 店社・現場共にコロナ感染者、濃厚接触者の発生はなかった。 3密回避・マスクの着用・消毒など感染予防対策が徹底された。 1. 毎月発行を100%実施し、情報の伝達、共有化を図った。 2. 毎月1日の「安全委員会」にて、安全に関する情報伝達等を発行した。 3. 各現場でそれぞれの工夫で実施されている。
3. 不安全状態、不安全行動による災害の発生	【現場】 1. 毎日安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 【本社】 1. 作業日毎の安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上
4. 安全活動のフォローアップ不足で生じる社内安全意識の低下	【現場】 1. 毎日安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 【本社】 1. 作業日毎の安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上
5. 思い込み・確認不足によるミスの発生	【現場】 1. 毎日安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 【本社】 1. 作業日毎の安全衛生生活動を適切に実行すること 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上	1. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上 2. 無事故、無災害の達成 3. 安全活動記録の作成、保管(100%実施) 4. 現場活動による現場内の安全意識レベルの向上

承認	社長 安全衛生推進者 担当責任者	安全衛生推進者/土木工事 担当責任者	安全衛生推進者/土木工事 担当責任者
----	------------------------	-----------------------	-----------------------

報告日 令和3年6月1日  
 改訂年月日



5.

令和3年度 (R03.06.01~R04.05.31)

坂口建設(株) 店社安全衛生管理計画書

1.安全法令、現場の基本ルール等の遵守徹底を図り、ヒューマンエラーによる三大災害(墜落・転落、重傷、崩壊、倒壊)及び第三者災害の発生“ゼロ”を目指します。

2. リスク評価や安全対策など安全に関する知識や技術の向上を図るとともに、協力会社とのコミュニケーションを更に強化しながら、協働して安全で快適な職場環境の構築に努めます。

3. 交通法規、運転マナーを守り、「ゆとり運転」「予測運転」を実践する地域の模範となる運転を心掛けて、交通違反・事故“ゼロ”を目指します。

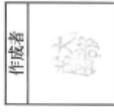
4. 全ての業務において『先ず! 確認』を実践します。

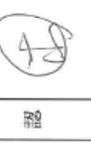
基本方針

店社安全衛生管理体制	氏名
安全衛生推進者	代表取締役 松岡 重孝
雇用管理責任者	中山 雄二
土木工事担当責任者	加木 信作
建築工事担当責任者	建築グループ長 野添 勝徳
衛生管理者	不該当
総合安全衛生管理者	—

⇒ 100人以上の場合 ⇒ 総括安全衛生管理者を選任  
 ⇒ 50人以上の場合 ⇒ 安全管理者、衛生責任者、産業医を選任  
 ⇒ 10人以上50人未満の場合 ⇒ 安全衛生推進者を選任

策訂年月日 令和03年6月1日

作成者 

承認	社長 安全衛生推進者	安全衛生推進者/土木工事担当責任者	安全衛生推進者/土木工事担当責任者
			

危険又は有害要因の特定	重点実施事項	具体的実施事項	目標	具体的実施事項担当者	年間スケジュール	実施上の留意点
1. 本社・現場の安全衛生管理体制の不備による安全活動の不徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>【包括】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 労働安全衛生法に定める安全衛生教育、各業務の選考・調整などの権限を明確に規定し、「安全衛生教育」を毎月発行する。</li> <li>2. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>3. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>4. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>5. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> </ul> </li> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>2. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>3. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>4. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>5. 安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 社内全体会議(安全週礼、朝礼、委員会の開催)の開催(毎月1日)を実施。</li> <li>2. 社内全体会議(安全週礼、朝礼、委員会の開催)の開催(毎月1日)を実施。</li> <li>3. 社内全体会議(安全週礼、朝礼、委員会の開催)の開催(毎月1日)を実施。</li> <li>4. 社内全体会議(安全週礼、朝礼、委員会の開催)の開催(毎月1日)を実施。</li> <li>5. 社内全体会議(安全週礼、朝礼、委員会の開催)の開催(毎月1日)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 総務部 (安全週礼、安全朝礼)</li> <li>2. 安全管理室 (安全委員会)</li> <li>3. 社員 (安全管理室)</li> <li>4. 総務部 (安全管理室)</li> <li>5. 総務部 (安全管理室)</li> <li>6. 総務部 (安全管理室)</li> <li>7. 総務部 (安全管理室)</li> <li>8. 総務部 (安全管理室)</li> <li>9. 総務部 (安全管理室)</li> <li>10. 総務部 (安全管理室)</li> <li>11. 総務部 (安全管理室)</li> <li>12. 総務部 (安全管理室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 原則 全員参加(現場担当者は極力参加できるように現場調整をする。)</li> <li>2. 今年度も毎月の社内メールを社長が率先して実施する。</li> <li>3. 現場消化、年休を取り、社内環境(部門内業務調整、働きかけ等)を整備、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>4. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>5. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>6. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>7. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>8. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>9. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>10. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>11. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>12. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全週礼の開催 (毎週月曜日)</li> <li>2. 安全朝礼、安全委員会の開催 (毎月1日)</li> <li>3. 安全小ホール (毎月中旬頃)の実施</li> <li>4. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>5. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>6. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>7. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>8. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>9. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>10. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>11. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> <li>12. 振替強化、年休取得状況の定期確認、奨励</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 原則 全員参加(現場担当者は極力参加できるように現場調整をする。)</li> <li>2. 今年度も毎月の社内メールを社長が率先して実施する。</li> <li>3. 現場消化、年休を取り、社内環境(部門内業務調整、働きかけ等)を整備、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>4. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>5. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>6. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>7. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>8. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>9. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>10. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>11. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> <li>12. 社内メールの活用、消化・取得状況の定期確認の実施。</li> </ul>
2. 安全知識不足、現場安全情報周知不足による災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全に関する法令改正、監督機関及び店社からの指示・通知などを毎月発行する。</li> <li>2. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>3. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>4. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>5. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> </ul> </li> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全に関する法令改正、監督機関及び店社からの指示・通知などを毎月発行する。</li> <li>2. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>3. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>4. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>5. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全に関する法令改正、監督機関及び店社からの指示・通知などを毎月発行する。</li> <li>2. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>3. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>4. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> <li>5. 安全知識、技術の向上のため、安全衛生教育(毎月1日)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全管理室</li> <li>2. 店社安全衛生管理推進者、安全管理室</li> <li>3.4. 現場代理人 (安全衛生責任・推進者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 毎月初めに安全法令改正、監督機関等からの通達(熱中症、感染症など)、労務発生状況などの情報確認を行い、タイムリーに情報が各現場に伝達されることに留意する。</li> <li>2. 受講漏れ防止のため、安全関連外部講習と未受講者のデータ(総務部管理)を確認し、各現場担当責任者と業務上の必要性・緊急性等を協議して計画的に実施する。</li> <li>3.4. 工事特性(工事内容等)、現場環境等から想定される危険要素への対策の周知、類似する工事特性現場での災害事例また、実施記録の確実な作成・管理をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 毎月初めに安全法令改正、監督機関等からの通達(熱中症、感染症など)、労務発生状況などの情報確認を行い、タイムリーに情報が各現場に伝達されることに留意する。</li> <li>2. 受講漏れ防止のため、安全関連外部講習と未受講者のデータ(総務部管理)を確認し、各現場担当責任者と業務上の必要性・緊急性等を協議して計画的に実施する。</li> <li>3.4. 工事特性(工事内容等)、現場環境等から想定される危険要素への対策の周知、類似する工事特性現場での災害事例また、実施記録の確実な作成・管理をする。</li> </ul>	
3. 不安安全状態、不安行動による災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 毎日の安全確認(安全確認)を実施。</li> <li>2. 安全確認の結果、異常を発見した場合、現場責任者に報告し、適切な対応を行う。</li> <li>3. 安全確認の結果、異常を発見した場合、現場責任者に報告し、適切な対応を行う。</li> <li>4. 安全確認の結果、異常を発見した場合、現場責任者に報告し、適切な対応を行う。</li> </ul> </li> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 毎日の安全確認(安全確認)を実施。</li> <li>2. 安全確認の結果、異常を発見した場合、現場責任者に報告し、適切な対応を行う。</li> <li>3. 安全確認の結果、異常を発見した場合、現場責任者に報告し、適切な対応を行う。</li> <li>4. 安全確認の結果、異常を発見した場合、現場責任者に報告し、適切な対応を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 作業日毎の安全衛生活動を実施すること。</li> <li>2. 無事故、無災害を達成する。</li> <li>3. 現場安全情報(安全情報)の作成、保管100%実施。</li> <li>4. 現場安全情報(安全情報)の作成、保管100%実施。</li> <li>5. 現場安全情報(安全情報)の作成、保管100%実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>2. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>3. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>4. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>2. 作業日毎の危険要素を確認・把握し、適正に対処を実施。</li> <li>3. 元請の指導を認識し、現場の危険要素の排除に努める。</li> <li>4. 打合せのしるし、安全カードを遵守して作業が行われているか、場当たり的な職長にも指導してもらい、監視・確認をする。</li> <li>5. 1~4に関する実施記録の確実な作成と保管。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>2. 作業日毎の危険要素を確認・把握し、適正に対処を実施。</li> <li>3. 元請の指導を認識し、現場の危険要素の排除に努める。</li> <li>4. 打合せのしるし、安全カードを遵守して作業が行われているか、場当たり的な職長にも指導してもらい、監視・確認をする。</li> <li>5. 1~4に関する実施記録の確実な作成と保管。</li> </ul>	
4. 安全活動のフォローアップ不足による社内安全意識の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>2. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>3. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>4. 安全活動のフォローアップを実施。</li> </ul> </li> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>2. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>3. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>4. 安全活動のフォローアップを実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>2. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>3. 安全活動のフォローアップを実施。</li> <li>4. 安全活動のフォローアップを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全管理室</li> <li>2. 安全管理室</li> <li>3. 安全管理室</li> <li>4. 安全管理室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>2. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>3. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>4. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>2. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>3. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>4. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>2. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>3. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>4. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> </ul>
5. 思い込み・確認不足によるミス発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>2. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>3. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>4. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> </ul> </li> <li>【現場】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>2. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>3. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>4. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>2. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>3. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> <li>4. 思い込み・確認不足によるミス発生を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全管理室</li> <li>2. 安全管理室</li> <li>3. 安全管理室</li> <li>4. 安全管理室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>2. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>3. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> <li>4. 現場代理人 (安全管理責任・推進者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>2. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>3. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>4. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>2. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>3. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> <li>4. 現場代理人から、下請社長に情報参加を要請する。</li> </ul>

# 資料-1. 2020（令和02）年 全国の労働災害発生状況

（R02年労災発生状況確定値より R03年05月厚生労働省発表）



## 1. 建設業での「死傷（死亡+休業）災害」は、ここ数年15,000人前後で推移。

●令和2(2020)年、全産業の労災発生状況は、死亡災害こそ年々減少して800人を切る直前までとなったものの、休業災害は前年から約5,600人も増加しています。特に、「保健衛生業」では3,554人も増加し、今期の増加数の6割以上を占めています。

これは、職場内での新型コロナ感染、転倒、腰痛などの労災申請が増加したことによるそうです。

一方、全産業とは逆に建設業の死亡災害・休業災害被災者は、合計14,977人でいずれも前年よりわずかに減少しました。しかし、平成28年以降は15,000人前後を推移しており、下げ止まっている印象もあります。

## 2. 建設業の「死亡災害」は、2年連続200人台（258人）。前年からわずかに減少。

●産業全体の「死亡災害」は、前年より43人（5.1%）減少して802人。800人を下回るのが目前まで来ています。建設業も前年より11人（4.1%）少ない258人で、こちらも200人台の前半に突入する一歩手前まで来ましたが、依然、産業全体の労災死亡者の3分の1を建設業が占めている状況に変化はありません。

# 資料-2. 2020（R02）年 建設業の労働災害発生傾向

使用データ  
厚生労働省 職場のあんぜんサイト  
「労働災害統計」より

### ① 休業災害（休業4日以上死亡者を除く） 発生型別・起因別・起因したモノ・場所

①2020年1月～12月 休業災害 発生型別 被災者数（全国建設業） ◎各項目 順位の色区分 1位 2位 3位

業種	事故型	発生型別										合計	業発生割合	発生型 上位		
		1 墜落・転落	2 転倒	3 巻き込まれ	4 衝突・激突	5 飛来・落下	6 切れ・擦れ	7 動作の反動	8 (道路) 交通事	9 崩壊・倒壊	10 その他の発生型			1位	2位	3位
建設業全体		4,756	1,672	1,669	1,495	1,370	1,257	947	547	452	812	14,977	100%	①墜落・転落 4,756人 31.8%	②転倒 1,672人 11.2%	③はさまれ・巻き込まれ 1,669人 11.1%
土木工事	道路建設工事	168	93	117	109	76	45	39	40	26	34	747	26.5%	①墜落・転落 890人 (22.5%)	②はさまれ・巻き込まれ 608人 (15.3%)	③衝突・激突 549人 (13.9%)
	河川土木工事	53	29	33	25	19	18	8	12	12	6	215				
	砂防事業	28	6	7	13	7	5	1	2	6	1	76				
	土地整理土木	71	33	44	39	31	22	18	12	15	13	298				
	上下水道	35	15	59	51	23	11	19	13	26	16	268				
	その他土木	535	284	349	312	244	204	149	90	69	125	2,359				
小計		890	460	608	549	400	305	234	169	153	195	3,963				
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	707	240	244	187	202	143	102	73	83	129	2,110	54.7%	①墜落・転落 2,974人 (36.3%)	②転倒 889人 (10.8%)	③切れ・こすれ 792人 (9.7%)
	木造家屋建築	891	201	122	141	173	305	130	40	44	70	2,117				
	建築設備工事	233	97	57	60	55	50	46	37	16	46	697				
	その他の建築工事	1,143	351	317	270	287	294	225	116	87	180	3,270				
小計		2,974	889	740	658	717	792	503	266	230	425	8,194				
その他の建設	電気通信工事	208	69	50	51	30	28	43	39	13	42	573	18.8%	①墜落・転落 892人 (31.6%)	②転倒 323人 (11.5%)	③はさまれ・巻き込まれ 321人 (11.4%)
	機械器具設置	142	55	70	48	51	18	33	11	14	53	495				
	その他の建設	542	199	201	189	172	114	134	62	42	97	1,752				
小計		892	323	321	288	253	160	210	112	69	192	2,820				

※ 上下水道事業を除き、すべての業種で墜落・転落災害が発生型別のトップです。  
建設業の休業災害被災者の95%が、上位9位までの発生型で被災されています。  
発生型の第2位以下は、業種特性・工事内容によって順位に多少の違いがあります。

②休業災害 起因物別 被災者数

業種別	1	2	3	4	5	6	7	合計	
	仮設物、建築物、構築物等	用具	材料	動力運搬機	建設機械等	環境等	その他の起因物		
建設業全体	4,125	1,895	1,688	1,215	984	867	4,203	14,977	
	27.5%	12.7%	11.3%	8.1%	6.6%	5.8%	28.1%		
土木工事	道路建設工事	128	45	62	105	131	96	180	747
	河川土木工事	33	18	17	19	35	30	63	215
	砂防工事	14	9	5	2	13	21	12	76
	土地整理土木	50	25	24	29	45	42	83	298
	上下水道	44	12	35	34	47	32	64	268
	その他土木	417	225	237	257	244	252	727	2,359
小計	686	334	380	446	515	473	1,129	3,963	
	17.3%	8.4%	9.6%	11.3%	13.0%	11.9%	26.5%		
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	709	267	302	112	118	80	522	2,110
	木造家屋建築	795	332	242	87	46	56	559	2,117
	建築設備工事	198	149	51	30	19	21	229	697
	その他の建築工事	1,027	408	427	294	140	103	871	3,270
	小計	2,729	1,156	1,022	523	323	290	2,181	8,194
	33.3%	14.1%	12.5%	6.4%	3.9%	3.2%	26.6%		
その他の建設	電気通信工事	151	99	27	45	31	35	185	573
	機械器具設置	110	82	51	29	11	16	196	495
	その他の建設	449	224	208	172	104	83	512	1,752
	小計	710	405	286	246	146	134	893	2,820
	25.2%	14.4%	10.1%	8.7%	5.2%	4.8%	31.7%		

③休業災害 起因したモノ・場所別 被災者数

業種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計	
	はしご・脚立等	トラック	金属材料	足場	通路	屋根、はり、もや、けた、合掌	建築物、構築物	掘削用機械	乗用車、バス、バイク	階段、棧橋	その他の場所・モノ		
建設業全体	1,553	1,074	913	788	711	672	660	470	462	402	7,272	14,977	
	10.4%	7.2%	6.1%	5.3%	4.7%	4.5%	4.4%	3.1%	3.1%	2.7%	48.6%		
土木工事	道路建設工事	20	100	30	5	33	0	40	75	31	10	403	747
	河川土木工事	10	16	8	1	6	1	11	25	6	1	130	215
	砂防工事	5	2	2	1	3	0	7	8	2	1	45	76
	土地整理土木	19	22	9	3	14	1	10	29	11	4	176	298
	上下水道	4	28	14	4	8	1	10	30	9	4	156	268
	その他土木	158	231	112	31	127	17	98	125	66	28	1,366	2,359
小計	216	399	175	45	191	20	176	292	125	48	2,276	3,963	
	5.5%	10.1%	4.4%	1.1%	4.8%	0.5%	4.4%	7.4%	3.2%	1.2%	57.4%		
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	215	102	197	190	104	94	96	52	61	60	939	2,110
	木造家屋建築	308	81	90	211	77	235	96	16	36	44	923	2,117
	建築設備工事	129	27	29	23	42	27	26	11	36	39	308	697
	その他の建築工事	344	258	237	227	148	213	155	47	103	92	1,446	3,270
	小計	996	468	553	651	371	569	373	126	236	235	3,616	8,194
	12.2%	5.7%	6.7%	7.9%	4.5%	6.9%	4.6%	1.5%	2.9%	2.9%	44.1%		
その他の建設	電気通信工事	90	38	19	7	35	13	29	7	31	36	268	573
	機械器具設置	62	15	43	9	20	15	14	1	16	19	281	495
	その他の建設	189	154	123	76	94	55	68	44	54	64	831	1,752
	小計	341	207	185	92	149	83	111	52	101	119	1,380	2,820
	12.1%	7.3%	6.6%	3.3%	5.3%	2.9%	3.9%	1.8%	3.6%	4.2%	48.9%		

②起因物別

1.仮設・建築物等 (建物・足場・通路等) 2.用具 (はしご・脚立・工具類) 3.材料 (金属・木材・石砂等)

※土木工事では、2位に建設機械等(掘削・整地・運搬等)が入っています。

③起因したモノ・場所

1.はしご・脚立等 2.トラック 3.金属材料

休業災害の原因となったモノ・場所では、はしご・脚立が最多でした。また、建築工事では高所から落ちて被災するケースが多く、土木工事では建設機械・トラック等との接触等による災害が多くを占めています。

② 死亡災害

②2020年1月~12月 死亡災害 発生型別 被災者数 (全国建設業)

◎各項目 順位の色区分 1位 2位 3位

業種	事故型	1	2	3	3	5	6	7	8	9	合計	業発生割合	業種別上位発生型		
		墜落・転落	交通事故	崩壊・倒壊	挟まれ・巻き込まれ	激突・激突され	飛来・落下	高温・低温との接触	転倒	その他の発生型			①墜落・転落	②交通事故	③崩壊・倒壊・挟まれ・巻き込まれ
建設業全体		95	38	27	27	15	13	9	6	28	258	100%	①墜落・転落 95人	②交通事故 38人	③崩壊・倒壊・挟まれ・巻き込まれ 27人
		36.8%	14.7%	10.5%	10.5%	5.8%	5.0%	3.5%	2.3%	10.9%			36.8%	14.7%	10.5%
土木工事	道路建設工事	5	2	3	5	2	0	1	0	0	18	39.5%	①墜落・転落 25人 (24.5%)	②挟まれ・巻き込まれ 17人 (16.7%)	③交通事故 16人 (15.7%)
	河川土木工事	2	3	0	1	1	0	0	0	0	8				
	砂防工事	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4				
	土地整理土木	0	0	2	1	1	0	0	1	0	5				
	上下水道	1	2	4	1	2	0	0	0	2	12				
	その他土木	15	7	5	9	3	5	1	3	7	55				
小計		25	16	14	17	9	6	2	4	9	102				
		24.5%	15.7%	13.7%	16.7%	8.8%	5.9%	2.0%	3.9%	8.8%					
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	17	5	4	2	0	1	1	0	4	34	39.5%	①墜落・転落 56人 (44.8%)	②交通事故 13人 (10.4%)	③崩壊・倒壊 6人 (4.8%)
	木造家屋建築	15	2	1	0	0	0	1	0	1	20				
	建築設備工事	1	3	0	0	0	0	1	0	2	7				
	その他の建築工事	23	3	1	2	3	1	2	1	5	41				
	小計		56	13	6	4	3	2	5	1	12				
		44.8%	10.4%	4.8%	3.2%	2.4%	1.6%	4.0%	0.8%	11.8%					
その他の建設	電気通信工事	2	5	4	1	0	2	0	0	1	15	20.9%	①墜落・転落 14人 (25.9%)	②交通事故 9人 (16.7%)	③崩壊・倒壊 7人 (13.0%)
	機械器具設置	5	0	1	0	1	1	0	1	3	12				
	その他の建設	7	4	2	5	2	2	2	0	3	27				
	小計		14	9	7	6	3	5	2	1	7				
		25.9%	16.7%	13.0%	11.1%	5.6%	9.3%	3.7%	1.9%	13.0%					

●業種別の死亡災害発生割合 土木工事と建築工事ともに 102人ずつ被災されています。

●建設業全体の死亡災害発生型別

1.墜落・転落 95人 36.8% 2.交通事故 38人 14.7% 3.崩壊・倒壊、挟まれ・巻き込まれ 各27人 10.5%

※死亡災害発生型別の2位には 「交通事故」が上がって来ています。

②死亡災害 起因物別 被災者数

業種別	1	2	3	4	5	6	7	合計	
	仮設物、建築物、構築物等	環境等	建設機械等	動力運搬機	動力クレーン等	乗物	その他の起因物		
建設業全体	77	37	34	25	24	12	49	258	
	29.8%	14.3%	13.2%	9.7%	9.3%	4.7%	19.0%		
土木工事	道路建設工事	2	7	4	0	2	1	2	18
	河川土木工事	2	3	0	2	1	0	0	8
	砂防工事	0	1	0	0	2	1	0	4
	土地整理土木	0	2	3	0	0	0	0	5
	上下水道	1	3	4	1	1	0	2	12
	その他土木	8	12	12	10	3	3	7	55
小計	13	28	23	13	9	5	11	102	
	12.7%	27.5%	22.5%	12.7%	8.8%	4.9%	10.8%		
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	15	1	3	3	3	2	7	34
	木造家屋建築	15	0	1	0	2	0	2	20
	建築設備工事	0	1	1	1	2	0	2	7
	その他の建築工事	20	3	2	2	2	2	10	41
小計	50	5	7	6	9	4	21	102	
	49.0%	4.9%	6.9%	5.9%	8.8%	3.9%	20.6%		
その他の建設	電気通信工事	1	2	2	3	3	0	4	15
	機械器具設置	6	0	0	0	0	0	6	12
	その他の建設	7	2	2	3	3	3	7	27
小計	14	4	4	6	6	3	17	54	
	25.9%	7.4%	7.4%	11.1%	11.1%	5.6%	31.5%		

③死亡災害 起因したモノ・場所別 被災者数

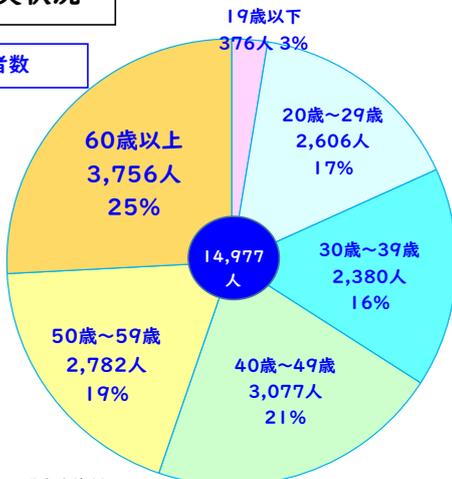
業種別	1	1	3	3	5	6	7	8	9	合計
	屋根、けた、合掌も	乗物	建築物、構築物	トラック	仮設・建屋・構築物	建設機械等	環境	移動式クレーン	その他のモノ	
建設業全体	22	22	21	21	17	16	13	10	116	258
	8.5%	8.5%	8.1%	8.1%	6.6%	6.2%	5.0%	3.9%	45.0%	
土木工事	0	2	0	0	1	2	2	1	10	18
	0	0	2	2	0	2	0	0	2	8
	0	2	0	0	0	1	0	1	0	4
	0	0	0	0	0	1	2	0	2	5
	0	1	1	1	0	1	3	0	5	12
	0	2	4	8	1	6	4	3	27	55
小計	0	7	7	11	2	13	11	5	46	102
	0.0%	6.9%	6.9%	10.8%	2.0%	12.7%	10.8%	4.9%	45.1%	
建築工事	3	3	2	3	8	1	1	2	11	34
	9	2	2	0	2	0	0	0	5	20
	0	2	0	1	0	0	0	0	4	7
	7	2	6	1	4	0	0	2	19	41
小計	19	9	10	5	14	1	4	39	102	
	18.0%	8.8%	9.8%	4.9%	13.7%	1.0%	3.9%	38.2%		
その他の建設	0	3	1	3	0	2	1	0	5	15
	2	0	1	0	0	0	0	0	9	12
	1	3	2	2	1	0	0	1	17	27
小計	3	6	4	5	1	2	1	1	31	54
	5.6%	11.1%	7.4%	9.3%	1.9%	3.7%	1.9%	1.9%	57.4%	

死亡災害に被災された方の80%以上が、

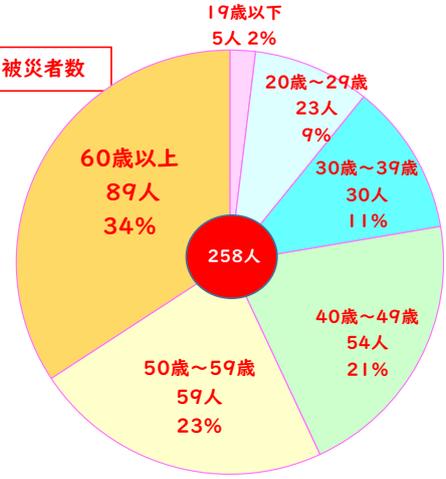
- ・高い場所から落ちる・落ちてきた物に当たる
  - ・土砂・岩石・木等との激突、巻き込まれ
  - ・通勤等車の運転中の事故
  - ・重機・車両等との接触・挟まれ
- などによって被災されています。

③ 年代別被災状況

1. 休業災害 被災者数



2. 死亡災害 被災者数



就業者数データ H28年 国交省資料

「建設業及び建設工事従事者の現状」より

※以下の割合は、建設業全体を100%とした場合の割合です。

3. 建設業 年代別就業者数 (万人)	就業者割合	休業災害被災割合	死亡災害被災割合	就業者数と労災被災状況の特徴	
60歳以上	78.1	24%	25%	34%	就業者数は40歳代に次いで多い年代ですが、休業災害の被災者数は、建設業全体の4分の1、死亡災害は3分の1を占め、他の年代よりも労災被災割合が突出して高くなっています。 この状況から、建設の現場は、現場経験値（安全知識・リスク等と接した場数）が豊かなベテランであっても、身体機能が低下して来ると、経験値だけではカバーし切れない、適応の難しい労働環境になっていることが推定されます。 時代の変化により、労働力不足となっている建設現場では、異業種から新規就労される高齢労働者も増加している現状もあります。身体機能が低下し、現場経験も無い高齢労働者でも安全に就労できるような労働環境の改善に取り組むことが急務となっています。
50~59歳	66.2	20%	19%	23%※	就業者割合と労災被災割合がほぼ同じですので、被災する割合が40歳代より上がっていることを示しています。身体機能の低下が始める時期であり、30~40歳代の頃に出来ていた行動が徐々に難しくなる頃でもあります。自分の体力の低下に気付かないまま（体力に対する過信）、同じ行動を取ろうとしたことで被災されているケースも十分に考えられます。 死亡災害被災割合※1は、前年よりも高くなっています。（RO1年は20%→3%増加）
40~49歳	86.8	26%	21%	21%	就業者割合に対して休業災害・死亡災害の被災割合がいずれも低くなっています。 この年代は、身体的にも問題が無く、現場経験値もかなり蓄積されている働き盛りの年代。現場リスクへの対応力・回避能力が最も充実している年代と言えますので、労災被災割合が低くなっていることが考えられます。
30~39歳	63.6	19%	16%	11%	就業者割合に対して休業災害被災割合が少し高くなっています。身体機能的にピークの年代ですので、建設現場の中でも高所作業など高リスクの作業を任せられ易く、慣れや過信からくる不安全行動も起こし易い年代ということが被災割合が高くなっている理由にあるのかも知れません。
20~29歳	33.1	10%	17%	9%	就業者割合に対して休業災害被災割合が少し高くなっています。身体機能的にピークの年代ですので、建設現場の中でも高所作業など高リスクの作業を任せられ易く、慣れや過信からくる不安全行動も起こし易い年代ということが被災割合が高くなっている理由にあるのかも知れません。
19歳以下	2.6	1%	3%	2%	就業者数、労災被災率ともに建設業全体からするとわずかな割合です。休業災害被災割合が少し高いのは、現場経験値の絶対的な少なさからくるものだと思います。

(万人) 0 50 100

#### ④ 「エイジフレンドリー」な労働環境 の整備



前頁で建設業の「年代別労災被災状況」について触れましたが、建設業に限らず全産業で60歳以上の高年齢労働者が労働災害に被災する割合が大きくなっています。その理由は

1. 高年齢労働者数の増加。わずか10年前の1.5倍以上に増加。
2. 現在の労働環境は、もともと高年齢労働者が働くことを想定して出来てはいない。
3. 高年齢労働者の身体機能の衰えが、労災被災リスクを非常に高くする。

このような現状を踏まえて、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）が策定されました。

高年齢労働者の身体的な衰えには、

- ①視力・聴力の低下 ②筋力（脚力・腕力等）の低下 ③持病（高血圧・糖尿病ほか慢性・基礎疾患）
- ④瞬発力・反射神経の低下 ⑤体の柔軟性の低下 ⑥基礎体力の低下 など様々あります。

従来の安全な労働環境づくりに、上記のような特徴を持つ高齢の労働者でも安全・安心して働けるかどうかという視点を加えて労働環境を整備するためのガイドラインです。

建設現場という労働環境を考えた時、例えば、設備面では、現場の照明は①視力の低下した高齢労働者にとって明るさが十分足りているか？ 耳が遠くなり始めた人にも今までの伝達方法で情報を確実に伝えられているか？ 階段ステップは②筋力の落ちて来た人でも安全に昇降できる高さか？ など見直しすべき問題点は多々あります。

また、労働者の健康管理面では、高年齢になるにつれて懸念される③持病など健康状態や身体機能の低下状況等を考慮して、それぞれの状態に見合った業務への配置転換なども検討する必要があります。

建設業は、全産業の中で死亡災害被災者が最も多く、労災被災率の非常に高い産業の一つです。今や建設業就業者の年代別構成では、60歳以上の高年齢労働者の年代が2番目に多くなっており、しかも建設業の死亡災害被災者の3分の1をその高年齢労働者が占めているという現状がありますので、建設業こそ、高年齢労働者の安全と健康の確保について、いち早い取組が必要な産業だと思われます。

#### 資料-3. 2020（R02）年 宮崎県内建設業労災発生状況（最終確定値） 宮崎労働局発表

県内4つ（宮崎、延岡、都城、日南）の労働基準監督署別のR02年労災発生状況

宮崎県内 建設業 業種別・監督署別		宮崎県全体			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
		R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減
死傷（休業+死亡）災害合計		198	245	47	94	121	27	55	52	-3	37	59	22	12	13	1
休業災害 (休業4日以上)	休業災害合計	193	240	47	92	118	26	53	51	-2	37	58	21	11	13	2
	土木工事	72	82	10	33	34	1	21	21	0	13	18	5	5	9	4
	建築工事	82	96	14	38	46	8	19	14	-5	19	32	13	6	4	-2
	内（木造建築等）	25	30	5	10	9	-1	5	5	0	7	13	6	3	3	0
	その他の建設業	39	62	23	21	38	17	13	16	3	5	8	3	0	0	0
死亡災害	死亡災害合計	5	5	0	2	3	1	2	1	-1	0	1	1	1	0	-1
	土木工事	3	2	-1	0	0	0	2	1	-1	0	1	1	1	0	-1
	建築工事	2	3	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内（木造建築等）	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人



#### 令和02年 宮崎県内の建設業関連の労災発生数は、前年より大幅に増加

令和02年の県内建設業での「死傷（休業+死亡）災害」被災者数は245人でした。全国の建設業全体の死傷災害は前年より206人減少した中で、本県は、**死亡災害**は前年と同じ5人でしたが、**休業災害**が**47人**（増加率24%）も増えて、増加率では佐賀県の28%増に次ぐ全国ワースト2位となりました。

- 監督署別では、宮崎署管内で27人、都城署管内で22人も増加しています。
  - 業種別で見ると、**休業災害はすべての業種で10人以上増加**。特に、都城署管内の建築工事で13人、宮崎署管内のその他の建設業では17人と激増しています。
- 死亡災害**は、土木工事が延岡、都城署管内で各1人、建築工事はすべて宮崎署管内で3人。

県内建設業では、エリア・業種ともに1年毎に労災被災者数の「減少」と「増加」を繰り返しているという特徴があります。「増加」した分野では、監督署の指導等が厳しくなるためだけでは無いと思いますが、翌年は大体「減少」に転じています。しかし、その翌年はまた「増加」に戻るといったケースが良く見られます。

現場には日々異なるリスクが存在します。労災を防ぐには、監督署の指導が有ろうと無かろうと、気持ちを緩めることなく、基本に忠実な安全活動を毎日コツコツと続けていくことのほかには無いと思います。

資料-4. 令和03年05月末時点の宮崎県内建設業での労災発生状況

宮崎県内 建設業 業種別・監督署別		宮崎県全体			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
		R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減
死傷（休業＋死亡）災害合計		69	68	-1	30	31	1	16	15	-1	19	12	-7	4	10	6
休業災害 (休業4日以上)	休業災害合計	66	67	1	28	30	2	16	15	-1	19	12	-7	3	10	7
	土木工事	25	27	2	11	8	-3	6	10	4	7	4	-3	1	5	4
	建築工事	27	30	3	8	19	11	7	2	-5	10	4	-6	2	5	3
	内（木造建築等）	12	10	-2	3	6	3	3	0	-3	4	1	-3	2	3	1
	その他の建設業	14	10	-4	9	3	-6	3	3	0	2	4	2	0	0	0
死亡災害	死亡災害合計	3	1	-2	2	1	-1	0	0	0	0	0	0	1	0	-1
	土木工事	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	-1
	建築工事	2	0	-2	2	0	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内（木造建築等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

減少  
増加

● 県内建設業の今年1月～5月までの労働災害発生状況は、**昨年同期とほぼ同じペース** 但し、業種・監督署毎に見ると、被災者数の増減に大きなバラツキがある。

- ① 今期までの県内建設業被災者数は、昨年同期より**休業災害**が1人増の67人、**死亡災害**は2人減の1人。
- ② 労基監督署別では、減少しているのが都城署7人、延岡署1人。増加が日南署6人、宮崎署1人。
- ③ 業種別では、土木工事が県全体で2人増加。建築工事は県全体では3人の増加となっていますが、土木・建築工事ともに監督署毎の被災者数の増減に大きなバラツキがあります。その他の建設業は、宮崎署での**休業災害**が大きく減少。**死亡災害**被災者は、宮崎署管内の土木工事で1人のみ。前年同期より2人減少しています。
- ④ 県全体の労災発生状況は、概ね前年同期と同じペース。業種別・監督署別の増減数のバラツキが激しくなっています。

資料では、令和2年の全国・県内建設業での労働災害の発生状況を紹介しました。現場に潜むリスクは、それぞれの現場の立地環境、作業内容や働く人、使用する機械等で異なることから、随時、それらを確認・把握して、適切な対策を取ることが必要です。

これから夏本番を迎えるにあたって、現場での熱中症対策、高年齢労働者への配慮・対応、更には、新型コロナウイルス感染予防対策も継続していく必要がありますので、毎日現場で働く人の「健康状態を確認すること」が重要な取組のひとつになると思います。

現場の安全確保や災害防止対策などを効果的に実施する上で、その基盤に必要なことは、そこで働くひとり一人が、「労災リスクの高い職業に就労している」という自覚と「自分の安全は自らが進んで確保する」という意識を常に持ち続けていることだと思います。

令和3年度も

『無事故・無災害』の達成に向け

現場安全活動へのご理解とご協力を

よろしくお願い致します



厚生労働省HPより